

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年2月 26 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1900099号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1900057号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成5年10月1日から同年8月1日に訂正し、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成5年8月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成5年8月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年8月1日から同年10月1日まで

私は、平成5年5月から、A社に勤務し、同年9月から同年11月までの給料明細書を見ると、厚生年金保険料が引かれているが、厚生年金保険の記録では、私の同社における資格取得日は、平成5年10月1日となっている。調査の上、平成5年8月1日を厚生年金保険の資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成5年5月から同年11月までの給料明細書により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給料明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の解散時の取締役（事業主の妻）は、平成5年8月1日から同年10月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、事業主及び経理を担当していた事業主の姉が共に既に亡くなっているため分からぬ旨回答しているところ、これを確認でき

る関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900101 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900059 号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 25 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

平成 25 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 25 年 9 月の標準報酬月額を 20 万円に訂正することが必要である。

・ なお、平成 25 年 9 月の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額 17 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となり標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失日が平成 25 年 9 月 30 日となっているが、私は、同年 9 月 30 日まで在籍していたので、資格喪失日は同年 10 月 1 日になるはずである。

調査の上、平成 25 年 10 月 1 日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 A社の事業主の陳述及び回答、請求者から提出された請求者に係る平成 25 年分給与所得の源泉徴収票（写）並びに同社から提出された請求者に係る平成 25 年賃金台帳（写）及び同年 9 月分給料明細書（写）により、請求者は請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳(写)及び給料明細書(写)により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答している一方、年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(写)によると、資格喪失年月日を同年9月30日として届出されていることが確認できる上、事業主は資格喪失届の日付の記載を間違えて届出したと回答していることから、年金事務所は、請求者の同年9月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 上記賃金台帳(写)によると、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間において、標準報酬月額20万円に相当する報酬月額の支払を受けていたことが確認できることから、請求期間の標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額17万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1900104号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1900058号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成23年7月31日は43万2,000円、同年12月31日は27万7,000円、平成24年7月31日は39万8,000円、平成25年8月31日は45万4,000円、平成26年8月31日は35万2,000円、同年12月31日は51万2,000円に訂正することが必要である。

平成23年7月31日、同年12月31日、平成24年7月31日、平成25年8月31日、平成26年8月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年7月31日、同年12月31日、平成24年7月31日、平成25年8月31日、平成26年8月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成23年7月
② 平成23年12月
③ 平成24年7月
④ 平成25年8月
⑤ 平成26年8月
⑥ 平成26年12月

請求期間①から⑥までにおいて、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。請求期間①から⑥までに係る賞与支払明細書（写）を提出するので、調査の上、請求期間①から⑥までの標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支払明細書（写）、同僚から提出された賞与支払明細書（写）並びに同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて、A社から

賞与の支払を受け、それぞれ当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの標準賞与額については、請求者に係る賞与支払明細書(写)により確認できる賞与額又は推認される厚生年金保険料控除額から、請求期間①は43万2,000円、請求期間②は27万7,000円、請求期間③は39万8,000円、請求期間④は45万4,000円、請求期間⑤は35万2,000円、請求期間⑥は51万2,000円とすることが必要である。

また、請求者の請求期間①から⑥までの賞与支払年月日について、賞与支払月については、オンライン記録で確認できる複数の同僚に係る標準賞与額の記録から判断すると、上期の賞与は、平成24年以前は7月(請求期間①及び③)、平成25年以後は8月(請求期間④及び⑤)、下期の賞与は12月(請求期間②及び⑥)であったと推認できるものの、賞与支払日については、請求者に係る賞与支払明細書(写)に日付の記載がなく、事業主及び社会保険事務担当者からも回答を得られなかつた上、賞与支払日を特定できる資料も提出されていないため不明である。このため、請求期間①から⑥までの賞与支払年月日については、推認される請求期間①から⑥までに係る賞与支払月の各月末と認定し、請求期間①は平成23年7月31日、請求期間②は同年12月31日、請求期間③は平成24年7月31日、請求期間④は平成25年8月31日、請求期間⑤は平成26年8月31日、請求期間⑥は同年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成23年7月31日、同年12月31日、平成24年7月31日、平成25年8月31日、平成26年8月31日及び同年12月31日に係る請求者の賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1900105号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第1900015号

第1 結論

昭和61年4月、昭和63年3月及び同年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年4月
② 昭和63年3月及び同年4月

私は、昭和61年4月及び昭和63年2月に会社を退職した都度、すぐにA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、請求期間①及び②同時に、送られてきた納付書により、それぞれC銀行D支店の窓口で納付した。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②について、昭和61年4月及び昭和63年2月に会社を退職した都度、すぐにA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録及びE市の請求者に係る国民年金被保険者名簿の異動年月日（届出日）から、平成4年10月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、国民年金保険料について、請求期間①及び②同時に、送られてきた納付書により、それぞれC銀行D支店で納付したと主張しているが、オンライン記録によると、請求者の昭和61年4月及び昭和63年3月に係る国民年金被保険者資格の取得は、遡って平成4年11月26日に処理されていることが確認でき、請求者は、前述の加入手続が行われるまでは、国民年金に未加入であり、制度上、請求期間①及び②に係る保険料を納付することはできない。

さらに、前述の推認される加入手続時点において、請求期間①及び②に係る国民年金保険料は時効により納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム

による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。